

工事書類簡素化実施要領

(目的)

- 1 土木工事共通仕様書等の設計図書に基づき受注者に対し提出等を求めている工事書類について、見直しによる簡素化等を行い、受注者の負担軽減や発注者の監督・検査の合理化を図ることにより、工事現場の生産性向上に寄与することを目的とする。

(位置付け)

- 2 本要領は工事書類の簡素化について具体的な内容を定めたものであり、適宜見直しを行うものとする。

(対象工事)

- 3 佐伯市が所管する建設工事を対象とする。

(実施内容)

- 4 本要領による実施内容は別紙「工事書類簡素化の手引き」のとおりとする。

(その他)

- 5 本要領の実施において、工事書類の取扱い、現場での施工管理、検査等について問題や疑義が生じた場合は、速やかに契約検査課へ報告するものとする。

附則（令和4年1月5日佐検号外）

(適用)

- 1 この要領は、令和4年1月5日以降起案する工事に適用する。

(経過措置)

- 2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。

附則（令和4年5月9日佐検号外）

(適用)

- 1 この要領は、令和4年5月9日以降起案する工事に適用する。

(経過措置)

- 2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。

附則（令和5年6月12日佐検号外）

（適用）

- 1 この要領は、令和5年6月15日以降起案する工事に適用する。
（経過措置）
- 2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。

附則（令和6年5月8日佐検号外）

（適用）

- 1 この要領は、令和6年5月15日以降起案する工事に適用する。
（経過措置）
- 2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。

附則（令和7年4月15日佐検号外）

（適用）

- 1 この要領は、令和7年5月1日以降起案する工事に適用する。
（経過措置）
- 2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。